

令和2年3月27日

平塚市監査委員 高梨 秀美
 同 井澤 郁人
 同 黒部 栄三
 同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
 社会教育部 中央公民館
- 2 監査実施日
 令和元年12月26日
- 3 監査結果の公表日
 令和2年1月30日（平塚市監査委員公表第22号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 収入事務については、行政財産使用料において、中央公民館自動販売機設置使用料の収入手続きに納期限を設定していないものがあつた。また、前回に引き続き、自動販売機設置許可に係る管理料の納入者による報告書提出遅延があつた。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じるとともに、特に、報告書提出遅延については、納入者が報告期限を厳守するよう実効性のある指導をされたい。</p>	<p>（1） 中央公民館自動販売機設置使用料の納期限については、当該納入者と話し合いを行い、財務規則に基づき納期限を2週間に設定するようにします。</p> <p>自動販売機設置に係る報告書提出遅延については、当該納入者と再度面談を行いました。その結果、連絡体制に不備があり遅延が発生していることを確認しました。今後遅延がないよう、当該納入者側で十分な連絡を取り合うことを指導しました。</p>

- 1 監査実施対象課
 社会教育部 スポーツ課
- 2 監査実施日

令和元年12月26日

3 監査結果の公表日

令和2年1月30日（平塚市監査委員公表第22号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、自動販売機電気使用料において、消費税分を二重加算する算定誤りによる設置者からの過大徴収があった。</p> <p>過大徴収は、市の事務執行に対する信頼性にも大きく影響することから、徴収額の算定においては、確認体制などの再発防止策を検討するとともに、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 自動販売機電気使用料の過大徴収については自動販売機設置者に謝罪するとともに、過大徴収となってしまった金額や原因、対応策について説明を行い、還付加算金を上乘せして返還いたしました。</p> <p>今回の過大徴収は電力単価に消費税相当額が含まれている認識がなく、電気料算定の計算式のなかで別途消費税相当額を加算していたために起きたものです。今後は電気料金算定方法を改め、複数の担当員が請求金額をチェックする確認体制の強化を図り、適切な事務処理を行っていきます。</p>

以 上